

中里地域まちづくり協議会

規 約

中里地域まちづくり協議会規約

(名称)

第 1 条 本会は、中里地域まちづくり協議会と称し、事務所を十日町市役所中里支所内に置く。

(目的)

第 2 条 本会は、中里地域住民の自治により、住民が協力し合い、地域の振興と福祉の増進及び生活環境の改善を図り、生きがいをもちながらいつまでも住み続けられるまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業及び活動を行う。

- (1) 自主事業
- (2) 組織内団体の調整
- (3) 地域内団体の活動支援
- (4) 市との協働事業
- (5) 行政等に対する請願又は要望
- (6) その他本会の目的達成のため必要と認めた事業

(運営)

第 4 条 本会は、住民誰もが自由に参加でき、民主的な組織運営を行うことを基本とする。

2 会議は原則的に公開し、会議録を整える。

(会員)

第 5 条 本会の会員は、中里地域住民、団体及び事業所とする。

(組織)

第 6 条 本会に次の部会を置く。

地域部会	専門部会
田沢第一地区振興会	ふれあい郷育部
田沢第二地区振興会	産業観光交流部
田沢第三地区振興会	環境部
高道山地区振興会	健康福祉部
清津峡地区振興会	防災安全部
倉俣地区振興会	
貝野地区振興会	

2 専門部会の各部は公募部員を募集することができる。公募部員の任期は2年とする。
(役員)

第7条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- (3) 理 事 26名以内
- (4) 監 事 2名
- (5) 事 務 局 1名
- (6) 会計責任者 1名

(役員を選出)

第8条 本会の役員選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は、理事会の互選により総会において承認を得る。
- (2) 理事は、地区振興会からは2名ずつ、専門部会の各部からはそれぞれ2名以上3名以内を選出する。
- (3) 監事は、会長が選任し、総会で承認を得る。
- (4) 会計責任者は理事会の承認を得て、会長が選任する。

2前項第2号において専門部会の各部から3名の理事を選任する場合は、1人以上は女性でなければならない。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。再任は妨げない。ただし会長は、連続2期4年を超えてはならない。

(役員の任務)

第10条 本会の役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった時はその職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、会務にあたる。
- (4) 監事は、年1回以上会計及び会務を監査し、総会に報告する。
- (5) 会計責任者は、会の会計処理に従事する。

(役員の報酬)

第11条 本会の役員の報酬は別に定める。

(代議員の選出)

第12条 本会の重要事項を審議決定するために代議員を置く。

2 代議員は各集落の区長があたる。

(顧問)

第13条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、中里地域在住の市議会議員に会長が委嘱する。

(会議)

第14条 本会の会議は、総会、理事会及び部会とする。

(総会)

第15条 総会は、代議員をもって構成する本会の最高議決機関であって、本会の目的を達成するために必要な次の事項を決議する。

- (1) 地域自治推進計画の策定又は改定
- (2) 規約の制定又は改定
- (3) 事業計画及び収支予算の承認
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) 総会で提案された事項

2 総会は、会長の招集により毎年1回以上開催する。

3 会長は必要と認めたときのほか、代議員3分の1以上の要求があったときには、臨時総会を招集し、開催しなければならない。

4 総会は、委任状を含め、代議員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は出席者の過半数で議決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

5 総会には次の役員を置く。

- (1) 議長 1名
- (2) 議事録署名人 1名

6 議長及び議事録署名人は、出席代議員の中から会長が指名し、出席代議員の承認により選出する。

7 議事録は議長、議事録署名人が署名押印する。

(理事会)

第 16 条 理事会は、会長、副会長、理事で構成し、任務は次のとおりとする。

- (1) 地域自治推進計画を企画し又は見直すこと。
- (2) 総会に付議する事項を審議すること。
- (3) 市からの諮問事項を審議し答申すること。
- (4) 部会活動を調整すること。
- (5) 地域内団体への支援事業を実施すること。
- (6) 加入・脱退を承認すること。
- (7) 緊急を要する重要事項を決定すること。
- (8) その他本会の運営に関する事項を決定すること。

- 2 理事会の下に広報調査部会を置き、地域住民への広報並びに意見集約に努める。
- 3 理事会は、会長が招集する。理事は会長に理事会開催の招集を要求することができる。
5 人以上の理事から要求があった場合、会長は理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会は、委任状を含め、理事の 2 分の 1 以上の出席により成立し、その議事は出席者の過半数で議決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 5 理事会の議長は会長が行う。

(特別部会の設置)

第 17 条 理事会の議決により特別部会を置くことができる。

- 2 特別部会に置く各部の名称及び改廃は理事会で定める。
- 3 特別部会の各部からそれぞれ理事 2 名を選出する。なお、他の部会の理事との兼務は妨げないものとする。
- 4 第 7 条第 3 号に規定する理事の定数は、特別部会を設置した場合は当刻定数に前項の数を加えた数とする。
- 5 特別部会の任期、任務及び報酬は、それぞれ第 9 条、第 10 条及び第 11 条の規定を準用する。
- 6 特別部会の各部は、公募部員を募集することができる。

(部会)

第 18 条 会長は、必要に応じて部会会議を招集することができる。

(会計)

第 19 条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、市交付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

- 2 本会の経費は、会長が予算の範囲内において用途の変更及び流用をすることができる。
- 3 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

(その他)

第 20 条 この会則の定めのほか、必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

本会の発足は、平成 24 年 4 月 7 日からとする。

附 則

この規則は 平成 25 年 10 月 15 日から施行する。

附 則

この規則は 平成 26 年 4 月 18 日から施行する。

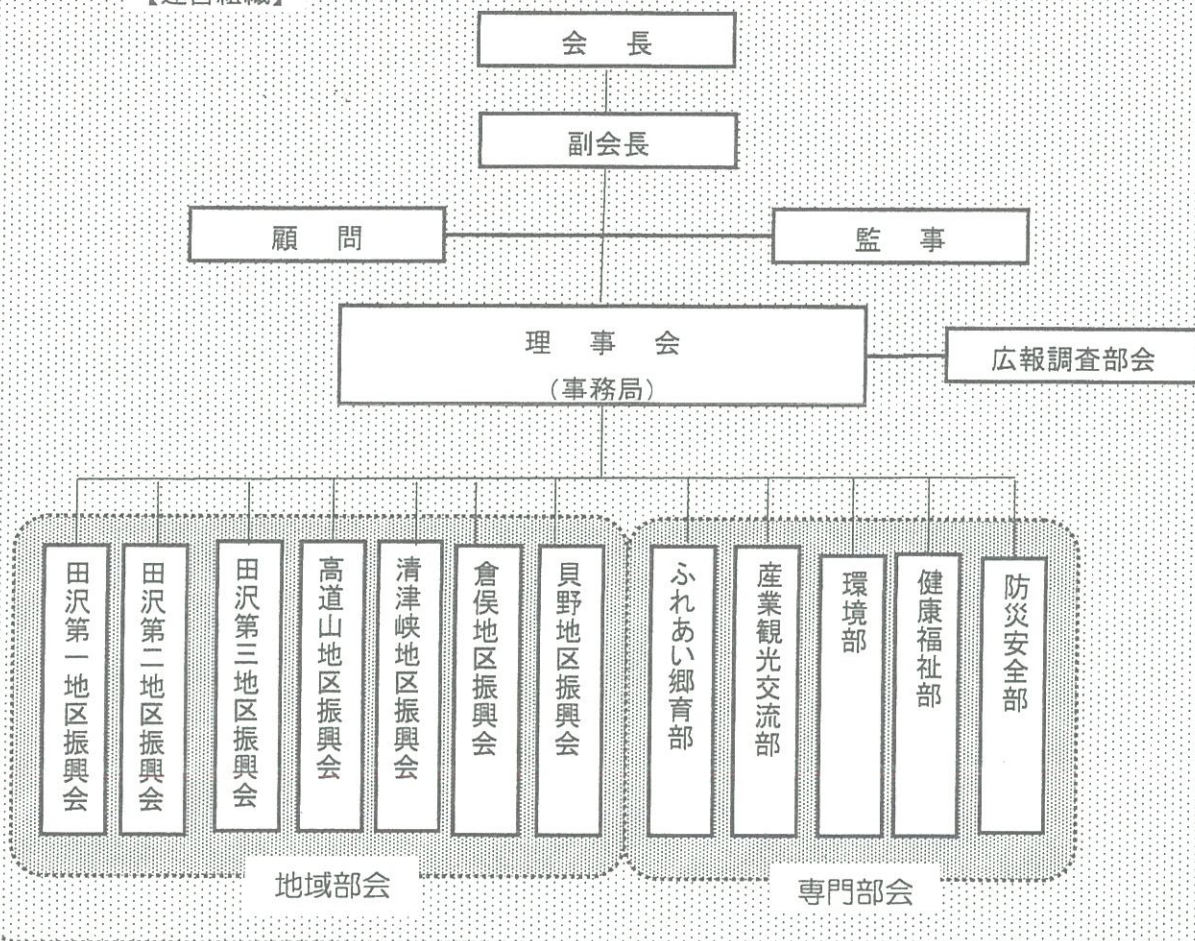
附 則

この規則は 平成 30 年 4 月 14 日から施行する。

《組 織 図》

【中里地域まちづくり協議会】

【運営組織】



会員(住民全員)

事業・サービス

団体として
参加

公募部員

事業・サービス

中里地域住民・各種活動団体
(総会出席は代議員＝各集落区長)